

# 本県薬事行政の進捗状況について

- 本県における薬事関係の事務・事業
- 薬事関係業態数及び薬事監視指導状況
- 医薬品等安全対策事業
- 薬物乱用防止啓発事業

令和8年3月

医務薬事課

# 薬事関係業態数及び薬事監視指導状況

# 薬事・毒物・劇物関係主な業態数の推移

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
医薬品製造販売業	1	1	1	1	1	1	1	1	1
医薬品製造業	10	10	10	9	9	9	9	9	9
医療機器製造販売業	6	5	6	7	7	7	6	5	5
医療機器製造業	25	23	23	28	28	27	26	25	24
化粧品製造販売業	5	5	6	6	6	7	8	9	9
化粧品製造業	3	3	3	3	3	5	6	6	6
薬局（※1）	533	536	531	521	525	525	526	519	512
店舗販売業	255	255	261	267	274	286	296	280	276
卸売販売業	123	122	118	115	111	107	102	100	101
配置販売業	89	86	88	86	83	76	71	64	57
毒物劇物製造業	11	11	11	11	11	11	11	11	11
毒物劇物販売業（※2）	532	519	491	489	487	477	445	442	419

※1 秋田市所管分を含む。※2 秋田市所管分を除く

令和7年3月31日現在3

# 1. 薬事監視

## 1. 報告の徴収・立入検査等(医薬品医療機器等法第69条第1項)

権限:厚生労働大臣、都道府県知事、(一部 中核市長)

対象:薬局、病院、診療所、飼育動物診療施設、工場、店舗、事務所その他  
医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器を業務上取り扱う場所

内容:厚生労働省令に定める必要な報告を求めること、構造設備・帳簿類の  
検査等

## 2. 薬事監視員(医薬品医療機器等法第76条の3)

資格:薬剤師、その他薬事関係事務に1年以上従事した経験をもつ者

# 2. 毒物劇物監視

## 1. 報告の徴収・立入検査等(毒物及び劇物取締法第18条第1項)

権限:厚生労働大臣、都道府県知事、(一部 中核市長)

対象:毒物劇物製造所、毒物劇物販売業店舗、その他毒物劇物を  
業務上取扱う施設

内容:報告の徴収、立入検査

## 2. 毒物劇物監視員(毒物及び劇物取締法第18条第2項)

薬事監視員と兼務

# 薬事監視指導状況

(R7年度第3四半期までの実績)

【薬事・毒劇】

区分	立入 件数	違反 件数	主な違反内容
薬局	84	10	構造設備不備、販売体制不備、 管理者に係る違反
店舗販売業	51	2	販売体制不備
卸売販売業	9	0	管理者に係る違反等
毒物劇物販売業	66	3	譲渡手続違反等

# 3. 麻薬等監視

## 1. 報告の徴収・立入検査等

(麻薬及び向精神薬取締法第50条の38第1・2項、覚醒剤取締法第31・32条)

権限:厚生労働大臣、都道府県知事

対象:麻薬業務所、向精神薬営業所、病院等、向精神薬試験研究施設、  
覚醒剤製造業者、覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者等

内容:報告の徴収、立入検査、収去

## 2. 麻薬取締員(麻薬及び向精神薬取締法第54条第2項)

麻薬監視員(麻薬及び向精神薬取締法第50条の38第1・2項)

覚醒剤監視員(覚醒剤取締法第33条第1項第2号)

近年麻薬及び向精神薬取締法違反事案のうち、司法捜査となる事案が複数発生している。

**R 5 年度：薬局開設者による麻薬所在不明事故隠蔽事案**

→医務薬事課、東北厚生局麻薬取締部合同捜査

**R 6 年度：病院における向精神薬所在不明事故（盗難事案）**

→警察捜査

**R 7 年度：診療所における医療用麻薬無免許施用事案**

→医務薬事課、東北厚生局麻薬取締部合同捜査

## 麻薬及び向精神薬取締法違反事案

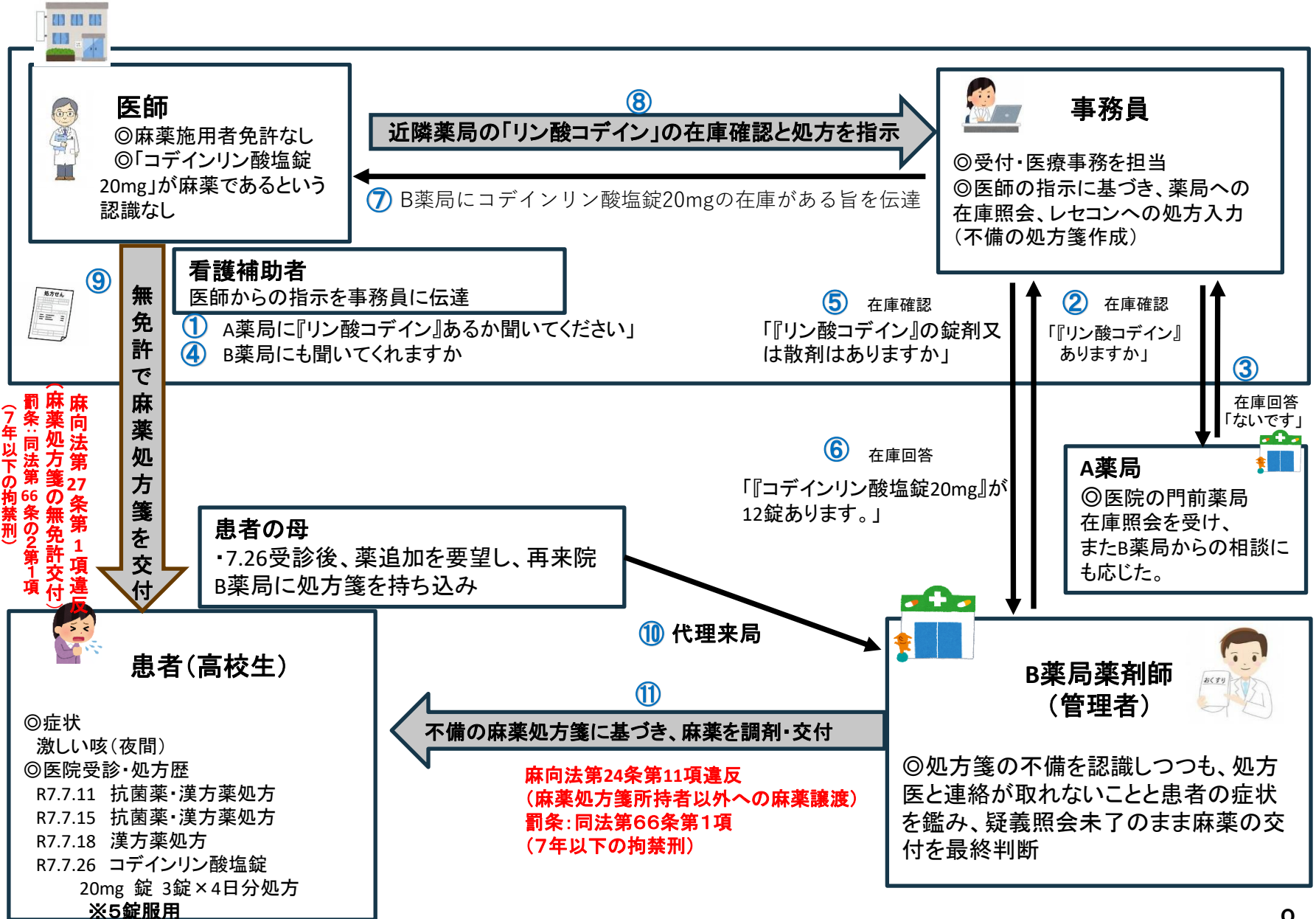
・医師は、秋田県知事から麻薬施用者免許を受けていないにもかかわらず、勤務する診療所において、麻薬である「コデインリン酸塩錠20mg」を記載した処方箋を患者に対し交付したものの。

（麻向法第27条第1項違反：麻薬処方箋の無免許交付）

・当該処方箋を受けた薬局の管理者（薬剤師）は、処方医が麻薬施用者であることをよく確認せず、麻薬処方箋ではない処方箋に基づき調剤し、麻薬を患者に交付したものの。

（麻向法第24条第11項違反：麻薬処方箋所持者以外への麻薬譲渡）

医療用麻薬無免許施用事案の概要



# 医薬品等安全対策事業

# 薬とくらしの教室(年間) (県薬剤師会への委託事業)

医薬品等の適正使用を推進することを目的とし、秋田県薬剤師会員が講師となり、地域住民に対し講演会「薬とくらしの教室」を開催。

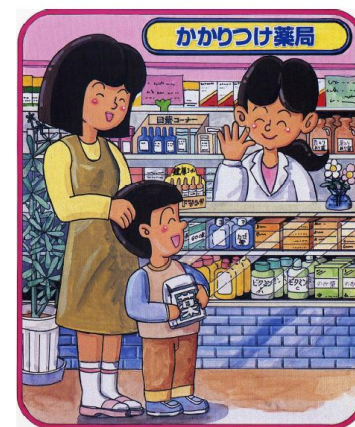
令和6年度は17回開催、受講者410人。

## ○講話内容

- ・かかりつけ薬局、薬剤師
- ・薬の正しい使い方
- ・医薬品等の適正使用
- ・漢方薬、民間薬、薬用植物、健康食品
- ・健康サポート薬局
- ・地域連携薬局

薬とくらしの教室

(申込案内)



# 薬とくらしの健康展

<薬と健康の週間(10月17日~23日)>

医薬品を正しく使用することの大切さ、そのために薬剤師、登録販売者が果たす役割の大切さを一人でも多くの方に知ってもらうため、啓発活動を行う週間。

本県では、毎年度、種苗交換会の開催地域で持ち回る形で実施している。

## ○令和7年度事業内容

日時: 令和7年10月19日(日) 午前10時から午後4時まで

場所: イオンスーパーセンター湯沢店(湯沢市上荻生田)

スタッフ: 県薬剤師会湯沢雄勝支部12名

健康保険協会秋田支部 4名

秋田県2名

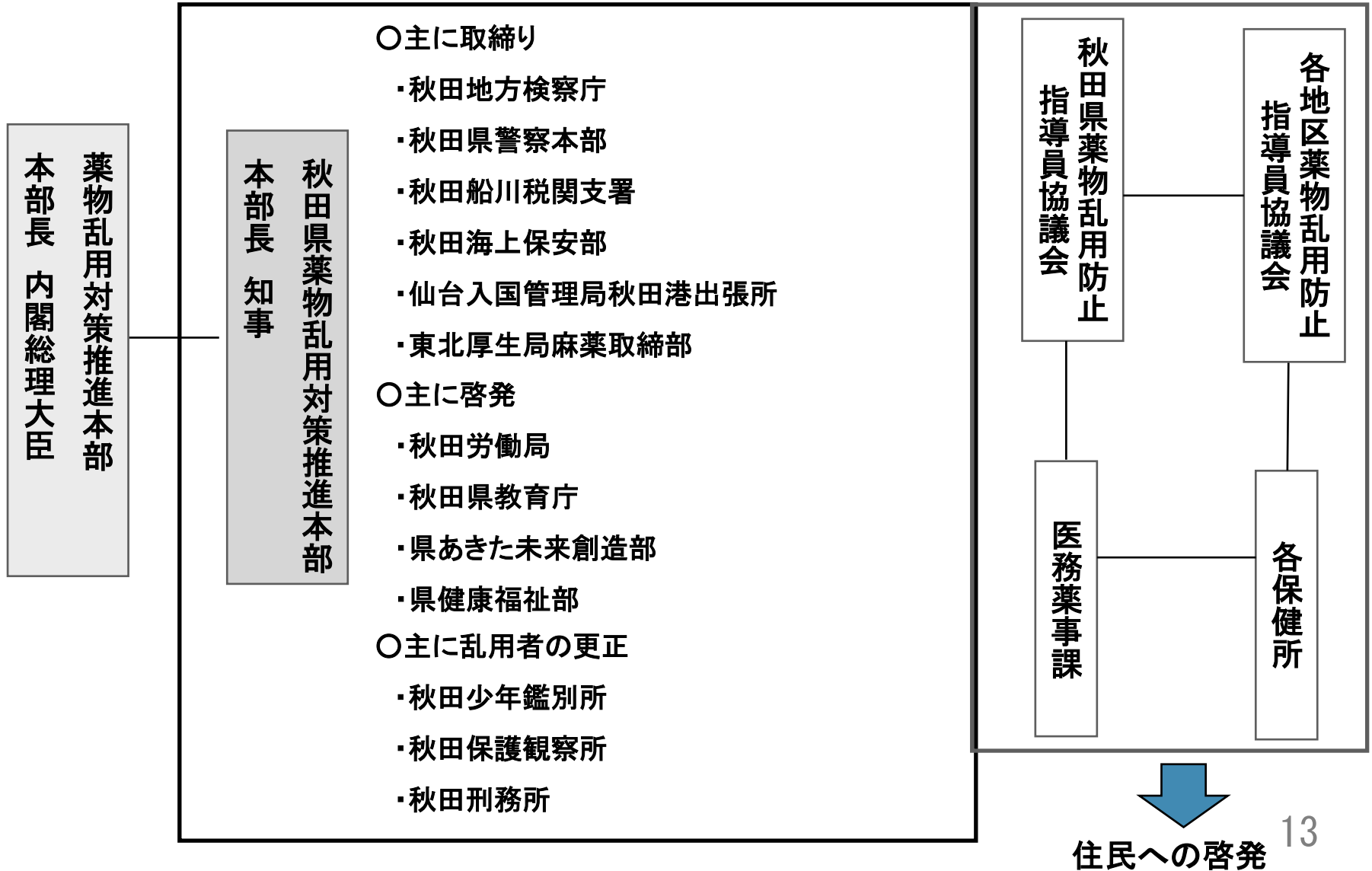
内容

- ・各種パンフレット等の配布
- ・「物忘れチェック」、「血圧(心電図)測定」、「血管年齢測定」のブースを設置し、薬剤師と保健師から健康に関する助言等を行った。



# 薬物乱用防止啓発事業

# 秋田県薬物乱用対策組織図



# 秋田県薬物乱用防止指導員協議会

## ■所属団体

秋田県薬剤師会      秋田県医薬品登録販売者協会

秋田県医薬品配置協会      ライオンズクラブ国際協会

秋田県保護司会連合会      秋田県民生児童委員協議会

## ■知事による委嘱を受けた薬物乱用防止指導員

299名（令和7年7月時点）

## 啓発活動

- 不正大麻・けし撲滅運動(5/1～6/30)
- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(6/20～7/19)
- 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動(10/1～11/30)

# 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(6/20～7/19)

目的:官民一体となり、国民の薬物乱用防止問題に関する知識を高めるとともに、国連総会決議に基づく「6.26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を諮ることにより、内外における薬物乱用防止に資する。

## 構成団体

### ①薬物乱用防止指導員の所属団体

### ②協力団体

- ・秋田県医薬品卸業協会
- ・日本塗料商業組合秋田県支部
- ・秋田県生活衛生同業組合連絡協議会
- ・秋田県理容生活衛生同業組合
- ・秋田県美容生活衛生同業組合
- ・秋田県クリーニング生活衛生同業組合
- ・公益社団法人秋田県食品衛生協会

### ③秋田市保健所

### ④秋田県警警察本部刑事部組織犯罪対策課

### ⑤秋田県健康福祉部医務薬事課および保健所

# 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6/20～7/19）

## 活動内容

### ■啓発活動

パンフレット・リーフレットの配付

一声運動の実施

ポスター等の展示



### ■街頭募金活動

